

正 誤

埼玉県告示第千三百九十九号（平成二十七年十二月十八日第二千七百五十八号）
中訂正

ページ 行

一 前から二十二から二十八

誤

この法人は、文化・スポーツ・レジャー施設、公共施設、その他の施設のマネジメント及び当該施設の安全を創るための人材育成を図り、地域雇用及び施設の発展に寄与することを目的とする。また、総合型地域スポーツクラブとして幼児から青少年、成人及び中高年者、障害者などすべての人々に対し、スポーツに関わる活動及び学術、文化、芸術を継続的に行える機会を提供し、それらの普及、競技力、指導力等の向上に関する事業をおこない、地域社会全体の活性化を促すとともに、生涯スポーツ及び文化等の振興に寄与することを目的とする。

正

（変更前）この法人は、総合型地域スポーツクラブとして幼児から青少年、成人及び中高年者、障害者などすべての人々に対し、スポーツに関わる活動及び学術、文化、芸術を継続的に行える機会を提供し、それらの普及、競技力、指導力等の向上に関する事業をおこない、地域社会全体の活性化を促すとともに、生涯スポーツ及び文化等の振興に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、文化・スポーツ・レジャー施設、公共施設、その他の施設のマネジメント及び当該施設の安全を創るための人材育成を図り、地域雇用及び施設の発展に寄与することを目的とする。また、総合型地域スポーツクラブとして幼児から青少年、成人及び中高年者、障害者などすべての人々に対し、スポーツに関わる活動及び学術、文化、芸術を継続的に行える機会を提供し、それらの普及、競技力、指導力等の向上に関する事業をおこない、地域社会全体の活性化を促すとともに、生涯スポーツ及び文化等の振興に寄与することを目的とする。